

今月のトピックス

平成 30 年 9 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

<働き方改革 時間外労働の上限>

現行の 36 協定で締結できる時間外労働の上限は、月 45 時間以内かつ年 360 時間以内（一年単位の変形労働時間制を採用している場合は月 42 時間、年 320 時間）ですが、例外として特別条項（決算業務など臨時的な繁忙で特別の事情がある場合の定め）も締結した場合には、時間外労働の上限については法に定めがないことが問題視されてきました。そこで働き方改革により、**大企業は平成 31 年 4 月、中小企業は平成 32 年 4 月から**、その上限が以下の通りに定められます。

特別条項付きの労使協定を結ぶ場合においても、時間外労働の上限を年 720 時間とする。

さらに、年 720 時間以内においてやむを得ずに一時的に業務量が増加する場合の上限として以下の点に注意が必要です。

- ① 月 45 時間を超えた月（限度は年 6 ヶ月まで）の時間外労働時間を平均し、休日労働を含み月平均 80 時間以内としなければならない。
- ② やむを得ず月 45 時間を超える月数は年 6 ヶ月（6 回）までとしなければならない。
- ③ 単月では、休日労働を含んで 100 時間未満としなければならない。

※ただし、自動車運転業務や建設事業、医師は猶予措置として改正法施行 5 年後に上限規制が適用されます。なお、新技術・新商品等の研究開発業務は時間外労働の上限規制が適用されません（健康確保措置を設けた場合）。

<働き方改革 割増賃金率の引き上げ>

月 60 時間超えの割増賃金率は原則 50%で、猶予措置として中小企業は 25%に据え置かれたままでしたが、働き方改革によりこの猶予措置が撤廃され、**平成 35 年 4 月から**中小企業も大企業と同じ割増賃金率の 50%に引き上げとなります。

(現在)			(改正後)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに 50% ※中小企業の割増賃金率を引上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。